

# 1.使用の申し込みについて

千葉市少年自然の家の使用を希望する団体・家族は、利用希望日の14日前10:00まで※<sup>2</sup>にお申し込みください。以下の書類の提出（メール、FAX、郵送、持参）、またはホームページ（以後、HPと記載）上の使用申し込みフォームにより、申請を受理します。後日、使用許可書をメールまたは郵送にて送付させていただきます。

申し込みの際は、HPまたは電話（0475-35-1131）にて、空室状況をご確認ください。

<使用の申し込みに必要な申請書類>

- ① 「千葉市少年自然の家使用許可申請書（様式1号）」
- ② 団体：「活動プログラム希望書※<sup>1</sup>・<sup>2</sup>」  
家族：「活動プログラム・食事・リネン・教材注文書※<sup>2</sup>」

※<sup>1</sup> 使用までに期間があり、プログラムが決まっていない場合などは、「概要」の提出も可。

※<sup>2</sup> 利用日の1ヶ月前を過ぎた申し込みは、**使用の1ヶ月前より、利用当日に活動プログラムで使用する施設の調整を開始**するため、空き施設にてプログラムを実施いただくこともありますので、ご了承ください。

## 申し込みの注意点

- 申請書類は、HPからダウンロードできます。また、HP上の使用申し込みフォームを使用し、申請書の作成、提出ができます。

### 申請書の提出先

メール [shinsei@chiba-shizen.jp](mailto:shinsei@chiba-shizen.jp)（24時間受付）

FAX送付先 0475-35-1134（24時間受付）

\*FAX送信の際は、誤送信を防ぐために、必ず到着確認の電話をお願いします。

郵送、持参先 〒297-0217 長柄町針ヶ谷字中野 1591-40

- 電話での問い合わせの際に、使用を希望する日程を「仮」に押さえることができます。仮押さえの日程は、電話受信日を含めて「7日間」有効となります。その7日以内に自然の家へ「使用の申し込みに必要な申請書類」を提出されない場合は、仮に押さえた日程は**自動的に無効**となります。

**電話だけでは、使用の申し込みを完了できません。**

- できるだけ多くの方々に利用していただくため、「とりあえずの申請」や「必要以上の申請」はご遠慮ください。

身体の不自由な方や  
特別な配慮が必要な方は、  
減免措置があります。

P.19 参照

- 当施設は、ユニバーサルデザインの設計方針に基づき、段差のない構造や多目的トイレ（一部オストメイト対応）、介護可能な専用浴室など体の不自由な方への配慮も極力なされています。
- 体の不自由な方は、専用の施設（専用浴室や車椅子対応の宿泊室等）をご使用できます。事前にお申し出ください。
- 盲導犬、介助犬、聴導犬等の同伴を希望される方は、事前にお申し出ください。
- 対応についてご不明な点は、お電話でお問い合わせください。